

別表 補助対象事業等

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費	補助率	補助金の額の確定	備考
自動車事故相談及び示談あつ旋事業	公益財団法人日弁連交通事故相談センター	<p>事故相談事業、示談あつ旋事業、電話相談事業、相談員等研修事業及び高次脳機能障害相談事業</p> <p>補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）は補助対象経費としない。</p>	定額	補助対象事業に要した補助対象経費の区分ごとの実績額と、これに対応する補助金交付決定額（変更されたときは、変更後の額）とのいずれか低い額の合計額とする。	<p>（申請期限）</p> <p>第4条第1項の申請期限は、補助金の交付を受けようとする国の会計年度の5月31日（大臣が別に定める場合はその定める日）までとする。</p>

別表 補助対象事業等 自動車事故医療体制整備事業（救急医療機器整備事業）

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費	補助率	補助金の額の確定	備考
自動車事故医療体制整備事業	医療機関	救急医療機器整備事業 補助金に係る消費税等仕入控除税額は補助対象経費としない。	1/12	次に掲げる金額のうちいずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業に要した補助対象経費の実績額に1/12を乗じた額（ただし、1,000万円を限度とする。） (2) 補助金交付決定額（変更されたときは、変更後の額）	（申請期限） 第4条第1項の申請期限は、補助金の交付を受けようとする国の会計年度の12月28日（大臣が別に定める場合はその定める日）までとする。 （補助金の下限額） 補助対象経費に係る補助金交付額の下限額

(注)

(補助対象事業者の要件)

1. 当該補助金の交付を受けることができる補助対象事業者は、次の要件を満たす医療機関であること。ただし、特別な事由がある場合はこの限りでない。

- (1) 自動車事故救急患者の受入があること。
- (2) 自由診療単価が1点あたり15円以下であること。
- (3) 経常収支率が概ね100%未満であること。
- (4) 地域の基幹的な位置づけであること。
- (5) 前年度に当該補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象医療機器等)

2. 当該補助対象事業の対象となる医療機器、補助対象事業の範囲等については、以下のとおりとする。

(1) 補助対象の医療機器は次の8品目とする。

番号	医療機器名	用途	耐用年数
1	超音波診断装置	①超音波法による生体内臓器の断層像等の診断装置 ②同機器の移動式のもの	6 4
2	生化学自動分析装置	生化学検査項目全般を分析する装置	4
3	血球計数装置	赤血球、白血球等の計数を測定する装置	4
4	X線撮影装置	①X線を照射し撮影する装置 ②同機器の移動式のもの	6 4
5	X線TV装置	①透視、撮影機能にモニターを付加したX線撮影装置 ②同機器の移動式のもの	6 4
6	コンピュータX線断層診断システム	身体内組織のX線吸収値をコンピュータ処理により、横断断層像の写真撮影・吸収値の分析を行う装置	6
7	CRシステム	撮影装置と接続することによりコンピュータで画像を作成する装置	6
8	磁気共鳴断層撮影装置	磁力により体内に発生する水素分子の運動変化の相違を捕らえることにより、患者の断層像を撮影する装置	6

(2) 医療機器の設置工事費用及び搬入費用は補助対象事業外とする。

(補助率及び補助限度額)

3. 補助率及び補助限度額については、以下のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助限度額	医療機器数
合計で6千万円以上	1/12	1千万円	2品まで

別表 補助対象事業等 自動車事故医療体制整備事業（短期入院協力事業）

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費	補助率
自動車事故医療体制整備事業	医療機関	短期入院協力事業 補助金に係る消費税等仕入控除税額は補助対象経費としない。	(1) 医療器具・用具等の導入に係る経費に対する補助 第4条第2項又は第13条の規定に基づき提出された実績報告書に記載された短期入院協力事業により導入した医療器具・用具等の使用状況に応じて、以下のとおりとする。 ①自動車事故により重度の後遺障害を負った在宅重度後遺障害者（独立行政法人自動車事故対策機構の行う介護料の支給に係る受給資格を有する者又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第一第2級以上に該当する者をいう。以下同じ。）の使用割合が75%超の場合 定額 ②在宅重度後遺障害者の使用割合が50%超75%以下の場合 3/4 ③在宅重度後遺障害者の使用割合が25%超50%以下の場合 1/2 ④在宅重度後遺障害者の使用割合が0%超25%以下の場合 1/4 (2) 感染症予防対策に資する物品導入に係る経費に対する補助 1/4 (3) その他の経費に対する補助 定額
補助金の額の確定	補助対象事業に要した補助対象経費の実績額に補助率を乗じた額と、これに対応する補助金交付決定額（変更されたときは、変更後の額）とのいずれか低い額とする。		
第4条第2項の申請期限	別表第1の2号様式による場合	補助金の交付を受けようとする国の会計年度の3月5日（大臣が別に定める場合はその定める日）までとする。	
	別表第1の3号様式による場合	補助金の交付を受けようとする国の会計年度の2月12日（大臣が別に定める場合はその定める日）までとする。	

別表 補助対象事業等 自動車事故医療体制整備事業（短期入所協力事業）

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費	補助率
自動車事故医療体制整備事業	障害者支援施設等	短期入所協力事業 補助金に係る消費税等仕入控除税額は補助対象経費としない。	(1)介護器具・用具等の導入に係る経費に対する補助 第4条第2項又は第13条の規定に基づき提出された実績報告書に記載された短期入所協力事業により導入した介護器具・用具等の使用状況に応じて、以下のとおりとする。 ①在宅重度後遺障害者の使用割合が75%超の場合 定額 ②在宅重度後遺障害者の使用割合が50%超75%以下の場合 3/4 ③在宅重度後遺障害者の使用割合が25%超50%以下の場合 1/2 ④在宅重度後遺障害者の使用割合が0%超25%以下の場合 1/4 (2)感染症予防対策に資する物品導入に係る経費に対する補助 1/4 (3)その他の経費に対する補助 定額
補助金の額の確定	補助対象事業に要した補助対象経費の実績額に補助率を乗じた額と、これに対応する補助金交付決定額（変更されたときは、変更後の額）とのいずれか低い額とする。		
第4条第2項の申請期限	別表第1の2号様式による場合	補助金の交付を受けようとする国の会計年度の3月5日（大臣が別に定める場合はその定める日）までとする。	
	別表第1の3号様式による場合	補助金の交付を受けようとする国の会計年度の2月12日（大臣が別に定める場合はその定める日）までとする。	

別表 補助対象事業等 自動車事故医療体制整備事業（在宅生活支援環境整備事業）

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費	補助率
自動車事故医療体制整備事業	障害者支援施設等	在宅生活支援環境整備事業 補助金に係る消費税等仕入控除税額は補助対象経費としない。	<p>(1)介護器具・用具等の導入に係る経費に対する補助 第4条第2項又は第13条の規定に基づき提出された実績報告書に記載された在宅生活支援環境整備事業により導入した介護器具・用具等の使用状況に応じて、以下のとおりとする。</p> <p>①在宅重度後遺障害者の使用割合が75%超の場合 定額 ②在宅重度後遺障害者の使用割合が50%超75%以下の場合 3/4 ③在宅重度後遺障害者の使用割合が25%超50%以下の場合 1/2 ④在宅重度後遺障害者の使用割合が0%超25%以下の場合 1/4</p> <p>(2)人材雇用に係る経費に対する補助 第13条の規定に基づき提出された実績報告書に記載された障害者支援施設等の施設入所支援又は共同生活援助を利用している者のうち、在宅重度後遺障害者の占める障害程度区分等を勘案した割合に応じて、以下のとおりとする。</p> <p>①在宅重度後遺障害者の割合が75%超の場合 定額 ②在宅重度後遺障害者の割合が50%超75%以下の場合 3/4 ③在宅重度後遺障害者の割合が25%超50%以下の場合 1/2 ④在宅重度後遺障害者の割合が0%超25%以下の場合 1/4</p> <p>(3)その他の経費に対する補助 定額</p>
補助金の額の確定	補助対象事業に要した補助対象経費の実績額に補助率を乗じた額と、これに対応する補助金交付決定額（変更されたときは、変更後の額）とのいずれか低い額とする。		
第4条第2項の申請期限	別表第1の2号様式による場合	補助金の交付を受けようとする国の会計年度の3月5日（大臣が別に定める場合はその定める日）までとする。	
	別表第1の3号様式による場合 （大臣が定めるものを除く。）	補助金の交付を受けようとする国の会計年度の2月12日（大臣が別に定める場合はその定める日）までとする。	
	別表第1の3号様式による場合 （大臣が定めるものに限る。）	補助金の交付を受けようとする国の会計年度の1月29日（大臣が別に定める場合はその定める日）までとする。	

別表 補助対象事業等

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費	補助率	補助金の額の確定	備考
交通遺児育成給付金支給事業	公益財団法人交通遺児等育成基金	<p>育成給付補てん金等、広報等事務費</p> <p>補助金に係る消費税等仕入控除税額は補助対象経費としない。</p>	定額	<p>補助対象事業に要した補助対象経費の実績額と、これに対応する補助金交付決定額(変更されたときは、変更後の額)とのいずれか低い額とする。</p>	<p>(申請期限)</p> <p>第4条第1項の申請期限は、補助金の交付を受けようとする国の会計年度の5月31日(大臣が別に定める場合はその定める日)までとする。</p>

別表 補助対象事業等

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費	補助率	補助金の額の確定	備考
介護料支給業務	独立行政法人 自動車事故対策機構	介護料支給費 〔自動車事故により重度の後遺障害（自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第一に規定される後遺障害に相当する後遺障害）を受けた者に対して支給する介護料の額。〕	定額	補助対象事業に要した補助対象経費の実績額と、これに対応する補助金交付決定額(変更されたときは、変更後の額)とのいずれか低い額とする。	(申請期限) 第4条第1項の申請期限は、補助金の交付を受けようとする国の会計年度の4月30日（大臣が別に定める場合はその定める日）までとする。

別表 補助対象事業等

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費	補助率	補助金の額の確定	備考
回収不能債権の補填業務	独立行政法人 自動車事故対策機構	<p>回収不能債権補填費</p> <p>自動車事故による遺児等に対して行う貸付事業に係る債権（自動車事故対策センターが行った貸付に係る債権を除く。）のうち、独立行政法人自動車事故対策機構が適切な債権管理に関する適当な規程を定め、その規程に基づく適切な債権管理を行ったにもかかわらず回収不能となり償却した債権（債務者の死亡等の事由により債務免除を行った債権を除く。）が発生した場合の当該償却債権に対する補填業務の当該補填額。</p>	定 額	補助対象事業に要した補助対象経費の実績額と、これに対応する補助金交付決定額（変更されたときは、変更後の額）とのいずれか低い額とする。	<p>（申請期限）</p> <p>第4条第1項の申請期限は、補助金の交付を受けようとする国の会計年度の1月20日（大臣が別に定める場合はその定める日）までとする。</p>

別 表 補助対象事業等 自動車運送事業の安全総合対策事業（事故防止対策支援推進事業）

（事業の趣旨）

自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図ることは喫緊の課題である。そのため、車両点検・整備講習等の自動車事故防止対策と合わせて、自動車運送事業の安全性の向上を図ることが必要である。このような観点から、本事業は、車両の安全性の向上、運行管理の高度化、社内安全教育、過労運転防止のための取り組み等の自動車運送事業の安全に資する以下の事業を対象に補助を行うものである。

補 助 対 象 事 業 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率
<p>①自動車運送事業者(中小企業者に限る。) ②リース事業者(当該補助対象となる事業用自動車の貸し渡し先の自動車運送事業者が中小企業者の場合に限る。) ※過去3年の間に行政処分を受けた自動車運送事業者及び補助対象装置を導入する営業所の届出(認可)車両台数が5両未満の貨物自動車運送事業者を除く。</p>	<p>先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援 (1) 車両総重量12トン以下の旅客自動車運送事業の用に供する自動車(一般乗用旅客自動車運送事業を除く。)及び車両総重量3.5トン超20トン以下の貨物自動車運送事業の用に供する自動車に係る衝突被害軽減ブレーキの取得に要する経費 (2) 車両総重量12トン以下の旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量3.5トン超20トン以下の貨物自動車運送事業の用に供する自動車(貨物自動車運送事業の用に供する牽引自動車(第5輪荷重を有するものに限る。))のうち、車両総重量が13トンを超えるものを含む。)に係るふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置及び車線維持支援制御装置の取得に要する経費 (3) 車両総重量5トン超12トン以下の旅客自動車運送事業の用に供する自動車(一般乗用旅客自動車運送事業を除く。)及び車両総重量3.5トン超20トン以下の貨物自動車運送事業の用に供する自動車に係る車両安定性制御装置の取得に要する経費 (4) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び貨物自動車運送事業の用に供する自動車に係るドライバー異常時対応システムの取得に要する経費 (5) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車(一般乗用旅客自動車運送事業を除く。)及び車両総重量3.5トン超の貨物自動車運送事業の用に供する自動車(貨物自動車運送事業の用に供する牽引自動車(第5輪荷重を有するものに限る。))のうち、車両総重量が13トンを超えるものを含む。)に係る先進ライトの取得に要する経費 (6) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車(一般乗用旅客自動車運送事業を除く。)及び車両総重量3.5トン超の貨物自動車運送事業の用に供する自動車貨物自動車に係る側方衝突警報装置の取得に要する経費 (7) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車(一般乗用旅客自動車運送事業を除く。)に係る統合制御型可変式速度超過抑制装置の取得に要する経費</p>	<p>1 / 2</p>

<p>①一般貸切旅客自動車運送事業者（中小企業者以外。）</p> <p>②リース事業者（当該補助対象となる事業用自動車の貸し渡し先の一般貸切旅客自動車運送事業者が中小企業者以外の場合に限る。）</p> <p>※過去3年の間に行政処分を受けた自動車運送事業者を除く。</p>	<p>先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援</p> <p>（1）車両総重量12トン以下の一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係る衝突被害軽減ブレーキの取得に要する経費</p> <p>（2）車両総重量12トン以下の一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係るふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置及び車線維持支援制御装置の取得に要する経費</p> <p>（3）車両総重量5トン超12トン以下の一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係る車両安定性制御装置の取得に要する経費。</p> <p>（4）一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係るドライバー異常時対応システムの取得に要する経費</p> <p>（5）一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係る側方衝突警報装置の取得に要する経費</p> <p>（6）一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係る統合制御型可変式速度超過抑制装置の取得に要する経費</p>	<p>1 / 3</p>
<p>①自動車運送事業者（中小企業者に限る。）</p> <p>②リース事業者（当該補助対象となる機器の貸し渡し先の自動車運送事業者が中小企業者の場合に限る。）</p> <p>※過去3年の間に行政処分を受けた自動車運送事業者及び補助対象機器を導入する営業所の届出（認可）車両台数が5両未満の自動車運送事業者（個人タクシーを除く。）を除く。</p>	<p>運行管理の高度化に対する支援</p> <p>（1）自動車運送事業の用に供する自動車に係るデジタル式運行記録計の取得に要する経費</p> <p>（2）自動車運送事業の用に供する自動車（一般貸切旅客自動車運送事業の用に供するものを除く。）に係る映像記録型ドライブレコーダーの取得に要する経費</p> <p>※過去に取得し、本補助対象事業の交付を受けた機器（支援を受けようとする機器と同一種類のものに限る。）が設置されている、又は設置されていた自動車を除く。</p>	<p>1 / 3</p>
<p>自動車運送事業者（中小企業者に限る。）</p> <p>※過去3年の間に行政処分を受けた自動車運送事業者及び補助対象となる営業所の届出（認可）車両台数が5両未満の自動車運送事業者（個人タクシーを除く。）を除く。</p>	<p>社内安全教育の実施に対する支援</p> <p>事故防止コンサルティングに係る経費</p>	<p>1 / 3</p>
<p>①自動車運送事業者（中小企業者に限る。）</p> <p>②リース事業者（当該補助対象となる機器の貸し渡し先の自動車運送事業者が中小企業者の場合に限る。）</p> <p>※過去3年の間に行政処分を受けた自動車運送事業者及び補助対象機器を導入する</p>	<p>過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援</p> <p>過労運転防止に資する機器の取得に要する経費</p>	<p>1 / 2</p>

営業所の届出（認可）車両台数が5両未満の自動車運送事業者（個人タクシーを除く。）を除く。		
補助金の額の確定	次に掲げる金額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に補助率を乗じて得た額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）	
第4条第1項及び第3項の申請期限	第4条第1項及び第3項の申請期限は、原則として、補助金の交付を受けようとする国の会計年度の3月31日（大臣が別に定める場合はその定める日）までとする。	

(注)

(用語の定義)

1. 用語の定義は以下のとおり。

「自動車運送事業者」：一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者をいう。

「リース事業者」：自動車運送事業者へ事業用自動車、デジタル式運行記録計、映像記録型ドライブレコーダー又は過労運転防止に資する機器を貸し渡す者をいう。

「中小企業者」：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合をいう。

(補助対象経費)

2. 補助金に係る消費税等仕入控除税額は補助対象経費としない。

3. 補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあっては、当該補助対象となる機器のリース契約期間が原則として自動車事故対策費補助金により取得した財産の処分の制限期間（以下「財産の処分の制限期間」という。）以上のものを補助対象とし、リース契約期間が財産の処分の制限期間に満たない場合は、その契約期間満了後も取得より財産の処分の制限期間を満たすまでの間自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸し渡すことが確実に見込まれるものに限る。

(補助対象事業等に関する留意事項)

4. 補助事業の実施に当たって、自動車運送事業者（リース契約の相手方となる場合を含む。）は、旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1087号）又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1090号）に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標・計画を策定するものとする。